

文書質問答弁書

回 答 日:平成23年7月22日

担当部局:上下水道局

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づく小川政人議員の文書質問について同条第3項の規定に基づき、下記のとおり答弁いたします。

【質問1】

本年の6月定例会議会で「河川の計算で行けば、川から溢れる、溢れないというのは出ます。」と答えていますが、十四川は東海豪雨当日樋門を開けていれば溢れないということが河川計画(河川の計算)で判明していたのに、なぜ井上前市長と上下水道局は、市民や裁判所にうその説明をしたのかお尋ねします。

【答弁1】

平成12年9月11日の東海豪雨では市内の各地区で大きな被害が発生しました。被害を受けられた市民の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

裁判所において、「樋門が同日開扉されていたとしても、十四川の溢水を回避することはできず、その結果、富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる。」と判断されています。

また、河川計画(河川の計算)については、「東海豪雨当日に十四川の樋門を開けていれば溢れない」という計算結果ではありませんので、「うその説明」には当たらないと考えています。

【質問2】

井上前市長と上下水道局の嘘の説明の結果裁判所は「東海豪雨当日樋門を開いても十四川は溢れる」と間違えた判断をし、ポンプ場復旧費用の損害賠償請求を棄却した。国権の最高機関である裁判所は、本来誤審はあってはならない。裁判所の誤審を正すことも国民の務めだと思いがお答えください。

間違えた証拠書類(乙17号証)の十四川縦断面図はネック箇所(北勢実業高校付近)で、多くの水が溢れて川からこぼれ落ちる(約10³m³/秒)が、そのこぼれ落ちた水をこぼれないと計算して、最高水位になる午後5時ごろ溢水するものと予測されるとしているが、当然こぼれおちた水量を差し引けば、午後5時ごろも溢れない。このことは日

本上下水道設計株式会社(乙17号証の作成者)の技術者も、私の追及で認め本市の都市整備部河川排水課や、上下水道局の施設課(乙17号証の作成依頼者)も認めていながら、正しい縦断面図に作り直さないのはなぜかお尋ねします。

製作者が間違えたなら料金は掛からないはずだが、それとも裁判所を騙す為にその縦断面図を作成依頼したのかお尋ねします。

【答弁2】

裁判所において、「樋門が同日開扉されていたとしても、十四川の溢水を回避することはできず、その結果、富田地区の溢水被害が発生したものと考えられる。」と判断されています。

併せて、市としても正しいと判断して提出した証拠書類(乙17号証)についても、「日本上下水道設計株式会社による乙16号証、乙17号証の各計算の内容及び方式は合理的なもので十分に信用できると認められる。」と判断されています。

この裁判は、原告、被告の双方が意見を十分主張し、これに基づいて裁判所が関係法令にしたがって適正に判断されたものであり、再度、縦断面図を作成する理由はないものと理解しています。

【質問3】

間違えた証拠書類(乙17号証)の十四川縦断面図の結果裁判所は、午後2時20分に樋門を開けなかったのは善管注意義務違反だが、樋門を開けても十四川は溢水すると間違えた判断をした。間違えた裁判所の判断でも、午後2時20分に樋門を開けなかった善管注意義務違反の為に富田地区の十四川が溢れたことによる10cm以上の浸水被害がなくなる事が証明されている。というのは、裁判所も正しいと認め、国土交通省も推奨する日本上下水道設計株式会社の作成した当時最新の浸水シュミレーション(証拠書類乙16号証、乙17号証)によると、終日樋門を開けなかった時(善管注意義務違反のあった時)と、午後2時20分に樋門を開けた時(善管注意義務違反のなかった時)の浸水シュミレーションを比較すると、善管注意義務違反のなかった時は、富田地区では、十四川が溢れたことによる10cm以上の浸水被害(床下浸水、床上浸水)がなくなっている。このことは私が主張している。十四川が溢水して、住民が浸水被害(床下浸水、床上浸水)を受けたのは、樋門管理の善管注意義務違反による人災であることが証明されている。なぜその事実を認め富田地区十四川が溢れたことによる10cm以上の浸水被害(床下浸水、床上浸水)を受けた人々謝罪しないのかお尋ねします。、裁判所も正しいと認め、国土交通省も推奨する日本上下水道設計株式会社の作成した当時最新の浸水シュミレーションがメッシュが荒くて細かく地形の変化をとらえていないので正確な浸水状況がわからないというのは言い訳に過ぎないと思いますがお答え下さい。

樋門管理の善管注意義務違反により床下浸水、床上浸水の区域が、2倍以上広がったのだから、樋門管理者(四日市市、及び四日市生活環境公社)が住民の被害状況を調査するのが当然のことだと思いますが、なぜ調査されないのかおたずねください。

住民の被害状況を調査しないのは不作為の作為だと思いますがお答えください。

【答弁3】

裁判においては、「補助参加人には、豊栄ポンプ場の管理業務を遂行するに際し、平成12年9月11日午後1時30分ないし2時の時点で、豊栄ポンプ場に職員を配置させる措置をとらず、豊栄ポンプ場を無人にした結果、同日午後2時20分の時点で、豊栄ポンプ場の1号ポンプを手動運転できず、そのころ、豊栄樋門を開扉できなかったことについて、豊栄ポンプ場の運転管理業務委託契約における善管注意義務違反は認められるが、同日午後の本件豪雨は、通常予想外の猛烈なもので、それにより生じた洪水は、想定外の自然現象による不可抗力によるものであったといわざるを得ない。

したがって、補助参加人の運転管理業務委託契約上の上記善管注意義務違反の事実と、同日豊栄ポンプ場が浸水し、十四川が溢水して、四日市市が本件支出を行なった事実との間に因果関係を認めることはできない。」との判決が下されています。

このように、因果関係が認められなかった判決が下されたわけですから、被害状況調査を行う考えはありません。

乙16号証と乙17号証は、市が裁判所に提出した書類(浸水シミュレーション結果)

- ・乙16号証:平成12年9月11日の集中豪雨による富田地区の詳細な浸水現象の当日の再現
- ・乙17号証:平成12年9月11日の集中豪雨時に十四川の水門を開いていた場合の富田地区の浸水状況予測

文中の補助参加人とは、株式会社 四日市市生活環境公社をいいます。